

までの3件について、討論の通告がありませんので討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第23、議案第39号 長井市乳牛貸付条例及び長井市和牛貸付条例を廃止する条例の設定についての1件について、産業・建設委員長の報告は、原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第39号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第24、請願第4号 「残業代ゼロ制度」に反対し、導入方針の撤回を求める意見書提出方請願の1件について、産業・建設委員長の報告は、採択であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

+ ○大沼 久議長 起立多数であります。よって、請願第4号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第25、請願第5号 すべてのひとのワークルール確立を目指す請願の1件について、産業・建設委員長の報告は、採択であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○大沼 久議長 起立全員であります。よって、請願第5号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

ここで昼食のため暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午前 11時50分 休憩

午後 1時00分 再開

○大沼 久議長 休憩前に復し、午前に引き続き会議を再開いたします。

予算特別委員会報告

○大沼 久議長 次に、予算特別委員会の審査の報告を求めます。

渋谷佐輔委員長。

(渋谷佐輔予算特別委員長登壇)

○渋谷佐輔予算特別委員長 今定例会において予算特別委員会に付託になりました議案第1号 平成19年度長井市一般会計予算を初め、特別会計予算10件、水道事業会計予算1件の合計12議案について、審査いたしました経過と結果について、ご報告を申し上げます。

予算特別委員会は、会議日程に従い、去る3月14日、15日の2日間にわたり審査が行われたところであります。

審査に当たっては、各予算の概要について担当課長より説明を受けた後、4名の委員の総括質疑が行われ、終了後に細部審査を行ったところでありますが、その経過につきましては、議長を除く全員で構成する委員会でありますので、後刻会議録によりご承知くださいますようお願いを申し上げ、審査の結果のみご報告を申し上げます。

議案第1号 平成19年度長井市一般会計予算につきましては、起立多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第2号 平成19年度長井市国民健康保険特別会計予算につきましては、起立多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第3号 平成19年度長井市物品調達特別

会計予算につきましては、起立全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第4号 平成19年度長井市公共下水道事業特別会計予算につきましては、起立多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第5号 平成19年度長井市老人保健医療費給付事業特別会計予算、議案第6号 平成19年度長井市山形鉄道運営助成事業特別会計予算につきましては、起立全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第7号 平成19年度長井市農業集落排水事業特別会計予算につきましては、起立多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第8号 平成19年度長井市訪問看護事業特別会計予算、議案第9号 平成19年度長井市介護保険特別会計予算、議案第10号 平成19年度長井市浄化槽事業特別会計予算、議案第11号 平成19年度長井市用地特別会計予算につきましては、起立全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第12号 平成19年度長井市水道事業会計予算につきましては、起立全員をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が審査の結果であります。当局におかれましては、審査の過程で委員各位より出されました質疑、意見について十分意を用いられ、事務の執行に当たられるよう申し上げ、予算特別委員会の審査の報告を終わります。

○大沼 久議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大沼 久議長 質疑もないので、質疑を終結い

たします。

まず、日程第26、議案第1号 平成19年度長井市一般会計予算の1件について、討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

初めに、議席番号16番、藤原民夫議員。

(16番藤原民夫議員登壇)

○16番 藤原民夫議員 私は、平成19年度長井市一般会計予算に反対し、討論を行うものであります。

今、全国の6割の自治体が、財政危機の黄色信号と言われる公債費負担比率15%を超えておりまして、長井市も平成17年度決算で17.5%と高くなっており、さらに新しい財政指標である実質公債費比率では、27.7%に達しておりまして、まさに、異常な事態となっているのであります。

また、多くの自治体では、財政危機を口実にして、福祉や教育、住民サービスの切り捨て計画を強行しようとしている報道もあるようであります。

これに対して市民の中から、「財政危機のもとでも税金の使い方を住民本位に切りかえて、市民の暮らしの向上と財政健全化を両立させることができないか」という声が上がりに始めております。地方自治体の本来の仕事とは、そこに住んでいる地域住民の暮らしと福祉、健康や安全を守ることであります。

そして、政治の悪政が地域住民を直撃している今日、地方自治体は何よりもこうした悪政から地域住民の暮らしと利益を守ることが求められているはずであり、そうした意味で新年度予算に示された内容について反対をするものであります。

初めに、予算書41ページに示された交通指導員報酬の引き下げであります。内容は、先ほど来報告の中でも出ていましたので割愛させていただきます。

+

次に、長寿祝金の全廃、さらに敬老会委託事業への単価の引き下げであります。敬老祝賀会事業は、各地区ごとに開催され、市からの祝金を母体として、地区予算の中で祝賀行事経費を充てているわけではありますが、市の祝金が少なくなると、その分地区の持ち出しとなって、世帯数の少ない地区では、特に税外負担となってはね返ってくるのであります。

また、福祉ハイヤー事業の廃止であります。障害者の社会参加を促進する目的でこの事業が創設され、17年度実績で216人、2,027枚、81.9%の利用率があつて、下肢障害者には頼りにされている制度であります。これを無慈悲に廃止するというわけであります。

さらに、生活保護世帯への扶助費を1,200万円減額するという予算であります。その理由が、被保護者数が年々伸びているからというもので、こうなると自治体とは一体何のために存在するのか問いたくなる重大な問題を抱えていると思うのであります。

観光事業では、先ほど来問題になりましたが、あやめ公園入園料を大人520円を700円に、子供210円を300円に値上げするというもので、近隣の花の公園入園料としては一番高額な料金の設定となるものであります。

さらに驚くことに、この料金をもって有料入園者数を18年度の2万9,000人から5万人へと倍増し、入園料金も倍増するという目標値とするという計画を打ち出しているわけですが、その根拠については、甚だ明確でないのであります。

また、下水道使用料並びに農業集落排水処理施設使用料金の引き上げもあります。また、教育委員会の文化体育施設では、市民文化会館や文教の杜が行って大きな成果を上げている自主文化事業の取り組みへの後退。また、長井市の歴史の夜明けとして各界からも注目され、研究成果も評価されている古代の丘資料館の事実上

の閉館ともいうべき予算措置。保健体育関係では、各種スポーツ大会、成績優秀選手を励ます表彰事業の縮小。また、体育施設では、市民プール、宮プールの閉鎖。生涯学習プラザの屋内プール監視業務委託料の20%に上る減額。さらに、白山森スキー場の大幅な縮小。各種施設使用料のアップなど、まさに行政と市民の協働の関係を無残に打ち砕くような、歳入歳出予算であります。

また、さらに重大なことは、特定目的基金からの3億4,900万円に上る繰りかえ運用についてであります。中でも問題とするのは、国民健康保険給付基金の運用であります。国民健康保険への加入者は、平成18年度で全人口の36%を占めておまして、世帯数も一般退職者等合わせて5,400世帯となっております。この中には、現役労働者のリストラによる失業での無職者や、定職を持たない青年労働者、高齢者の増加があるわけで、そうした中でも当局の努力によって保険税の収納率は78%に達しているのであります。

また、住民からいえば、国保保険税が払えない。その結果、保険証が取り上げられる。そして医療にかかるには窓口で全額払わなければ医療も受けられない。その結果、病気が悪化する、こういう悪循環を生んでいるわけであります。

憲法は、国民はすべての基本的人権の享有を妨げられない。第11条でこのことを定めておまして、また、地方自治体の基本的な責務は、地方自治法第2条の中で、住民の福祉の増進を図ることだというふうに明記しております。地方自治体が国の言いなりではなく、住民である国保加入者とともに、国保制度の健全運営に対する国の義務を果たされていく立場に立つべきであります。

こうした状況の中で、平成18年度末の国保基金残高は、2億7,000万円も積み立てられ、その上に平成15年度と18年度に1億円の繰りかえ

運用を行っているわけでありますから、全額繰り戻せば、3億7,000万円の基金残高があるということになるわけであります。このため込んだ積立金を国保税の値下げに回して、とうとい生命への保障もない制裁措置としての資格証明書の発行や短期被保険者証の発行を課すという方向へ結びつけていくのではなくて、さらにまた、赤字財政の埋め合わせなどのために使うのではなくて、高い国保税を引き下げることによって、国保加入者の収納率を向上させていく。この財源で向上させていくという方向へ結びつけるべきではないのかと思うのであります。

こうした市民生活を向上させていくという方向へ結びつける。そして、市民生活最優先を割いていくという姿勢を内谷新市長に強く要望して、議案第1号 平成19年度長井市一般会計予算の反対討論とするものであります。

○大沼 久議長 次に、議席番号5番、佐々木謙二議員。

(5番佐々木謙二議員登壇)

○5番 佐々木謙二議員 私は、議案第1号 平成19年度長井市一般会計予算について、賛成の立場で討論をいたします。

平成19年度一般会計予算に提案されている内容を見ますと、歳入における主な一般財源は、平成18年度当初予算と比較すると、地方財政対策などにより、地方譲与税で2億2,530万円、地方特例交付金で4,130万円、地方交付税で1億7,450万円の減となり、加えて減税補てん債と臨時財政対策債の減少分7,060万円を合わせると、実に5億1,170万円減となっています。

反面、市税については、地方税制改正の影響などにより、前年度対比1億5,580万1,000円の増となっていますが、この市税の増収分を差し引いても3億5,589万9,000円の減少となっています。また、近年、1億円を計上してきた繰越金は、平成18年度の財政運営の状況から、計上することができないとなっています。

一方、歳出においては、公債費や扶助費などの義務的経費の増嵩に加え、置賜病院組合の負担金や除雪費用の措置分などが増加していますので、政策的経費に回す財源の確保が非常に困難な状況下にあったことと思います。

そうした中であっても、施政方針にある地場産業の活性化施策として、小規模事業所操業支援補助金400万円、長井市ものづくり振興会議費21万1,000円、西置賜技術力結集事業補助金100万円、中心市街地活性化事業91万5,000円などが措置されています。

循環の理念を生かしたまちづくりとしては、レインボープランの推進を継続して取り組むこととしていること。協働のまちづくりには、協働のまちづくり委託事業に50万円、まちづくり活動推進事業に120万円が措置されたほか、施政方針に述べられているように、地域担当職員を配置して取り組むとされています。

ほかに、主な予算措置や個別の事業内容について申し上げてみたいと思います。

まず、ソフト面ですが、ファミリー・サポート事業52万円、長井の心推進事業95万円、東北高校駅伝大会共催費20万円、農地・水・環境保全向上対策共同活動支援事業1,415万2,000円などに取り組むこととされていること。

次に、ハード面ですが、豊里地区経営体育成基盤整備事業3,885万円、久保ザクラトイレ改修事業1,015万円、まちづくり交付金事業1億5,805万円、地方道路整備臨時交付金事業大沢線5,500万円、市道新設改良事業大屋敷2号線3,930万円、消防ポンプ自動車など購入事業2,005万円など、市民生活の向上に向けた施策に取り組まれるとされています。

一方、長井市の財政健全化施策として、平成18年度に策定した第2期の土地開発公社経営健全化対策に基づく公社保有地1億4,100万円の取得を再開されました。

また、公債費の状況では、市債は8億5,190

+

万円となって、前年度比で760万円の増となっていますが、公債費は16億6,876万8,000円。うち、元金が14億1,460万3,000円、利子が2億5,416万5,000円となり、前年度末現在の地方債残高見込み額130億7,518万3,000円に対し、当該年度末、平成19年度末地方債残高見込み額125億1,248万円と比し、5億6,270万3,000円が減じ、財政の健全化に向けた内容になっています。

前段で申し上げた平成19年度予算の財源内容から、市民サービスが極端に後退することのないように可能な限り配慮するため、やむを得ず不足する財源を特定目的基金から3億4,920万円を繰り入れ補てんし、市民サービス、市民生活に配慮されたものと思います。

しかし、後年度の財政負担という観点では心配な部分もありますが、市長が今議会において再三再四答弁しているように、平成19年度中の具体的な対応に期待しながら、議案第1号 平成19年度一般会計予算に賛成するものであります。

議員各位のご理解とご賛同を切にお願い申し上げます、討論といたします。

○大沼 久議長 以上で通告による討論が終わりました。

これより採決いたします。

議案第1号の1件について、予算特別委員長の報告は、原案可決であります。

予算特別委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○大沼 久議長 起立多数であります。

よって、議案第1号は、予算特別委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第27、議案第2号 平成19年度長井市国民健康保険特別会計予算から、日程第36、議案第11号 平成19年度長井市用地特別会計までの10件について、討論の通告がありませんの

で討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第27、議案第2号 平成19年度長井市国民健康保険特別会計予算の1件について、予算特別委員長の報告は、原案可決であります。

予算特別委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○大沼 久議長 起立多数であります。よって、議案第2号は、予算特別委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第28、議案第3号 平成19年度長井市物品調達特別会計予算の1件について、予算特別委員長の報告は、原案可決であります。

予算特別委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○大沼 久議長 起立全員であります。よって、議案第3号は、予算特別委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第29、議案第4号 平成19年度長井市公共下水道事業特別会計予算の1件について、予算特別委員長の報告は、原案可決であります。

予算特別委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○大沼 久議長 起立多数であります。よって、議案第4号は、予算特別委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第30、議案第5号 平成19年度長井市老人保健医療給付事業特別会計予算の1件について、予算特別委員長の報告は、原案可決であります。

予算特別委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○大沼 久議長 起立全員であります。よって、

議案第5号は、予算特別委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第31、議案第6号 平成19年度長井市山形鉄道運営助成事業特別会計予算の1件について、予算特別委員長の報告は、原案可決であります。

予算特別委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○大沼 久議長 起立全員であります。よって、議案第6号は、予算特別委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第32、議案第7号 平成19年度長井市農業集落排水事業特別会計予算の1件について、予算特別委員長の報告は、原案可決であります。

予算特別委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○大沼 久議長 起立多数であります。よって、議案第7号は、予算特別委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第33、議案第8号 平成19年度長井市訪問看護事業特別会計予算の1件について、予算特別委員長の報告は、原案可決であります。

予算特別委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○大沼 久議長 起立全員であります。よって、議案第8号は、予算特別委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第34、議案第9号 平成19年度長井市介護保険特別会計予算の1件について、予算特別委員長の報告は、原案可決であります。

予算特別委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○大沼 久議長 起立全員であります。よって、議案第9号は、予算特別委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第35、議案第10号 平成19年度長井市浄化槽事業特別会計予算の1件について、予算特別委員長の報告は、原案可決であります。

予算特別委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○大沼 久議長 起立全員であります。よって、議案第10号は、予算特別委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第36、議案第11号 平成19年度長井市用地特別会計予算の1件について、予算特別委員長の報告は、原案可決であります。

予算特別委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○大沼 久議長 起立全員であります。よって、議案第11号は、予算特別委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第37、議案第12号 平成19年度長井市水道事業会計予算の1件について、討論の通告がありませんので討論を終結し、採決いたします。

議案第12号の1件について、予算特別委員長の報告は、原案可決であります。

予算特別委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○大沼 久議長 起立全員であります。よって、議案第12号は、予算特別委員長報告のとおり決定いたしました。

委員会付託の省略について